

## 尾花沢市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

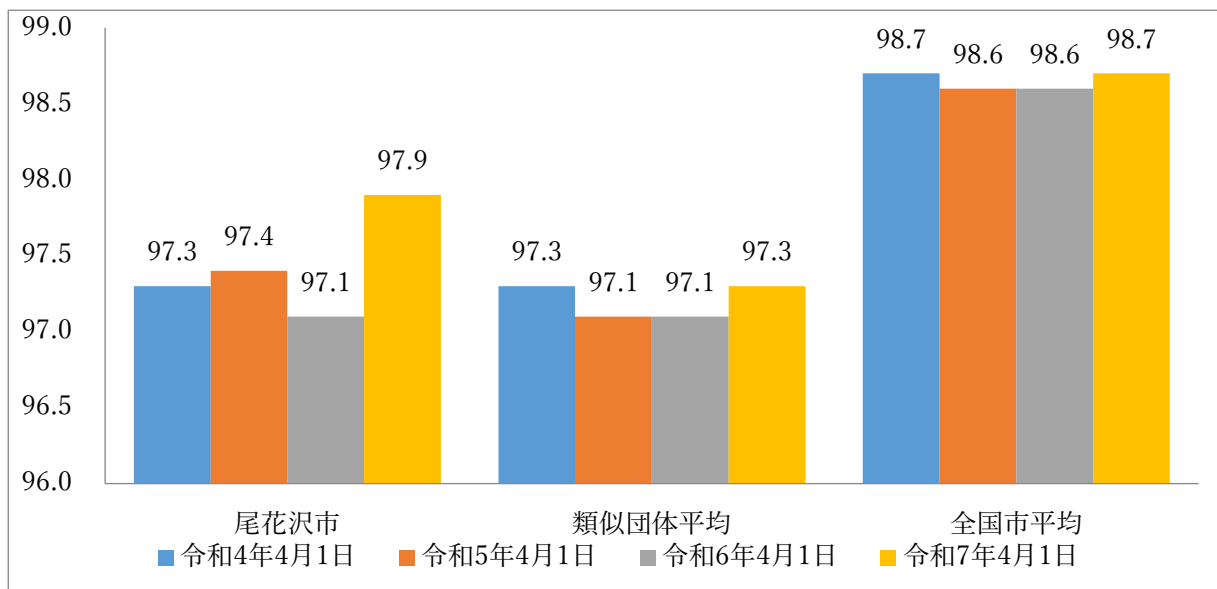
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和 6年度	13,529人	16,751,510 千円	351,108 千円	2,310,085 千円	13.8%	15.8%

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一 人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	221人	834,902 千円	141,622 千円	349,999 千円	1,326,523 千円	6,002千円	6,053千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

--

**(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし**

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

### ① 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

山形県人事委員会勧告に準じ、給料表を増額改定。

行政職給料表については、初任給を高卒程度で12,300円、大学卒業程度で12,000円引上げ、若年層に重点を置きつつ、その他職員も引上げ改定。

医療職給料表（一）以外の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定。

医療職給料表（一）については、人事院勧告に準じて改定。

### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給無し。

### ③ その他の見直し内容

初任給調整手当：医療職給料（一）適用職員に対する支給月額の限度を416,000円から417,600円に引上げ。

宿日直手当：支給限度を4,400円から4,700円に引上げ。

期末手当・勤勉手当：支給月数を0.05月分引上げ。

（令和7年4月1日実施）

## (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	41.4歳	323,000円	372,703円	348,266円
山形県	43.4歳	336,000円	413,300円	363,000円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.0歳	323,923円	381,012円	351,223円

#### ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
尾花沢市	47.8歳	8人	326,500円	358,238円	345,838円	—	—	—	—
うち学校給食員	52.3歳	3人	340,000円	353,633円	349,750円	飲食物調理従事者	45.6歳	231,400円	1.53
うち自動車運転手	※	1人	※	※	※	乗用自動車運転者	62.7歳	212,300円	※
うちその他	45.4歳	4人	329,800円	359,550円	354,117円	—	—	—	—
山形県	54.0歳	405人	333,500円	—	349,700円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.2歳	9人	307,067円	333,859円	322,753円	—	—	—	—

※個人情報保護の観点から対象となる職員数が1人または2人の場合※で表示しています。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	36.1歳	300,200円	380,742円	354,266円
山形県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.7歳	315,226円	385,826円	348,059円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		尾花沢市	山形県	国
一般行政職	大学卒	222,900円	222,900円	220,000円
	高校卒	189,700円	189,700円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,100円	185,100円	—
	中学卒	171,200円	171,200円	—
消 防 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	196,400円	—	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

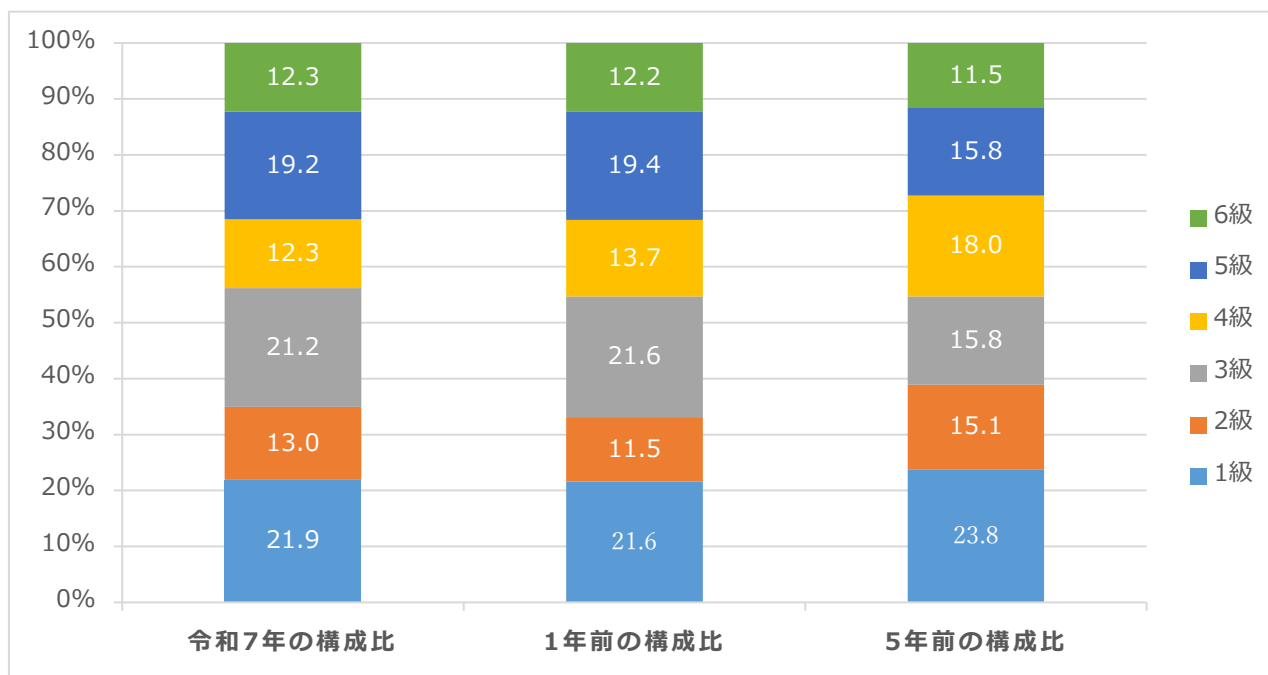
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,300円	367,200円	389,000円	411,200円
	高校卒	249,600円	318,800円	364,300円	392,000円
技能労務職	高校卒	—	323,900円	330,500円	343,400円
	中学卒	—	—	—	—

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

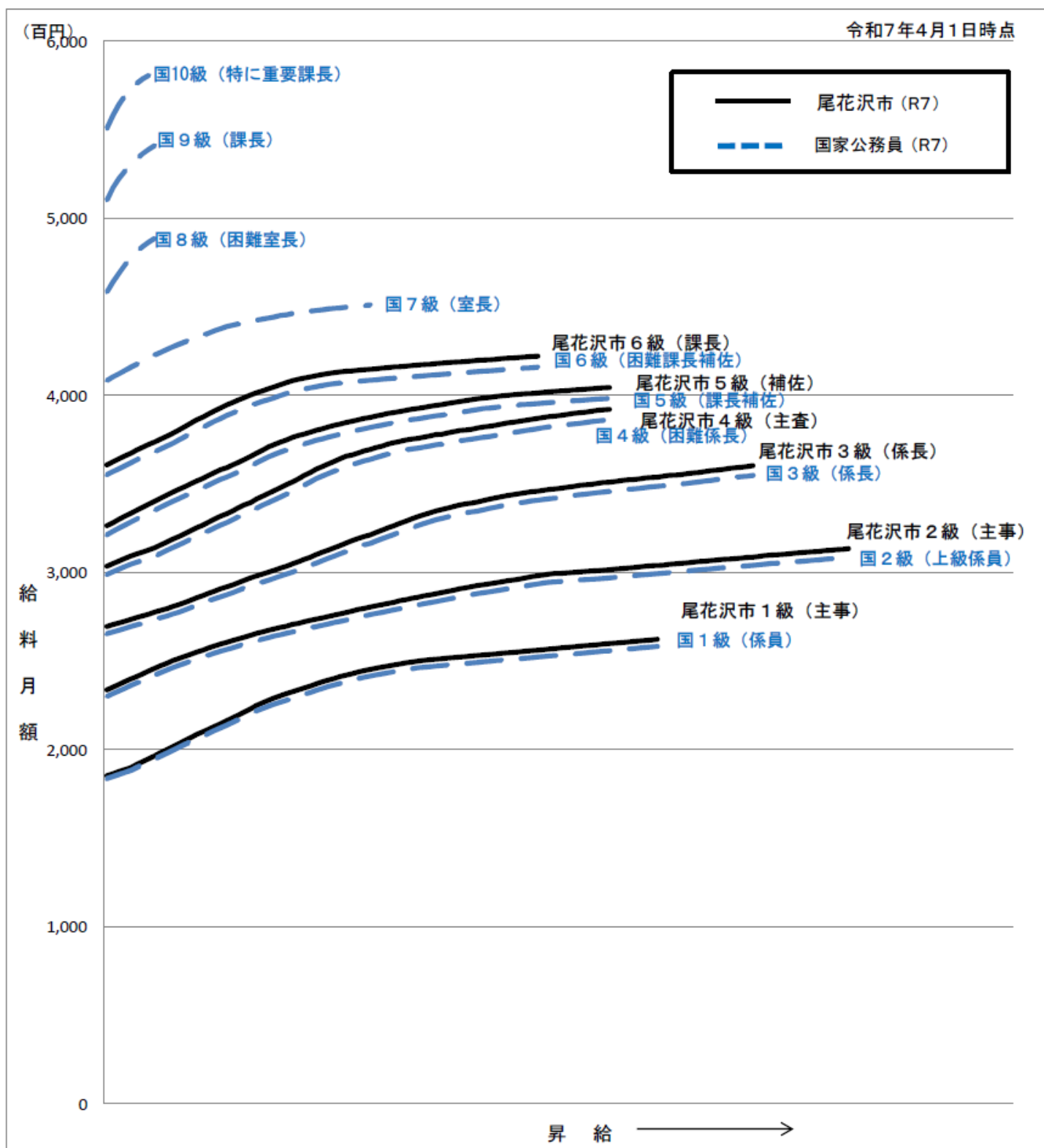
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	18人	12.3%	373,300円	434,500円
5 級	課長補佐	28人	19.2%	338,500円	416,200円
4 級	主査・係長	18人	12.3%	315,300円	403,500円
3 級	係長・主任	31人	21.3%	281,200円	370,700円
2 級	主事	19人	13.0%	245,600円	322,400円
1 級	主事	32人	21.9%	197,400円	273,000円

- (注) 1 尾花沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾花沢市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

尾花沢市	山形県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,576千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,761千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾花沢市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

尾花沢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)			定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
自己都合 応募認定・定年					
1人当たり			-		
平均支給額	7,073千円	22,496千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）※制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			22,671 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			1,743,915 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			4.96%	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	診療所に勤務する医師	医務に従事したとき	17,718 千円	① 基準額 医師免許取得年度 月額 260,000円 翌年度は20,000円を加え、以下1年増すごとに20,000円ずつ加えた額と職務の級の区分による月額との合計額とする。 1級 80,000円 2級 90,000円 3級 100,000円 4級 110,000円  ②医務手当（月額） 所長 200,000円 医長 120,000円  ③救急診療待機手当（日額） 18,000円以内  ④救急診療手当（日額） 救急診療待機中、診療業務に従事した医師 18,000円以内  ⑤日曜当番診療手当（日額） 35,000円  ⑥健康診断業務手当（月額） 40,000円以内  ⑦嘱託医師業務手当（月額） 100,000円以内  ・公衆衛生業務に従事したとき（日額） 3,000円
診療業務手当	診療所に勤務する職員	死体の処置に従事したとき	2,500 円	1回 500 円
夜間看護手当	診療所に勤務する職員	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	4,650 千円	・その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300 円  ・深夜における勤務時間が4時間以上の場合 3,550 円  ・深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 3,100 円  ・深夜における勤務時間が2時間未満の場合 2,150 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	43,691千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	198千円
支給実績（令和5年度決算）	35,921千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	165千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		16,180千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		62千円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
尾花沢市 （4級地）	世帯主である職員	19,800円
	その他の世帯主である職員	11,400円
	その他の職員	8,200円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	1.配偶者 3,000円 2.子 11,500円 3.父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円加算	同じ	—	27,897千円	278,970円
住居手当	借家、貸間に居住している職員 1.月額25,000円以下の家賃の場合 家賃－14,000円 2.月額25,000円を超える家賃の場合 11,000円＋{(家賃－25,000円)÷2} 【限度額28,000円】	異なる	支給額	13,691千円	258,229円

通勤手当	1.自家用車使用 通勤距離に応じて支給 限度額37,200円 2.交通機関等利用 利用区間等に応じて支給 限度額55,000円	異なる	支給額	10,456千円	88,610円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額41,000円	異なる	支給額	10,167千円	484,143円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始 の休日等に勤務した場合 135/100	同じ	—	15,082千円	538,643円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～ 翌日の午前5時までに勤務した場合 25/100	同じ	—	4,458千円	103,674円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対し、11月 から翌年3月まで支給 扶養親族のある職員 19,800円 その他世帯主である職員 11,400円 その他の職員 8,200円	同じ	—	16,180千円	75,607円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	637,000円 (910,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 936,000円 / 637,000円
	副 市 区 町 村 長	680,000円	775,000円 / 571,000円
報 酬	議 長	420,000円	505,000円 / 328,000円
	副 議 長	375,000円	450,000円 / 285,000円
	議 員	350,000円	420,000円 / 270,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 給料月額に40%を加算して 3.400月分 6月期1.650月分 12月期1.750月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 給料月額に40%を加算して 3.400月分 6月期1.650月分 12月期1.750月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 退職日給料月額×勤続月数×56.7/100 24,767千円 任期ごとか通算か選択可 退職日給料月額×勤続月数×33.1/100 10,804千円 任期ごとか通算か選択可	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

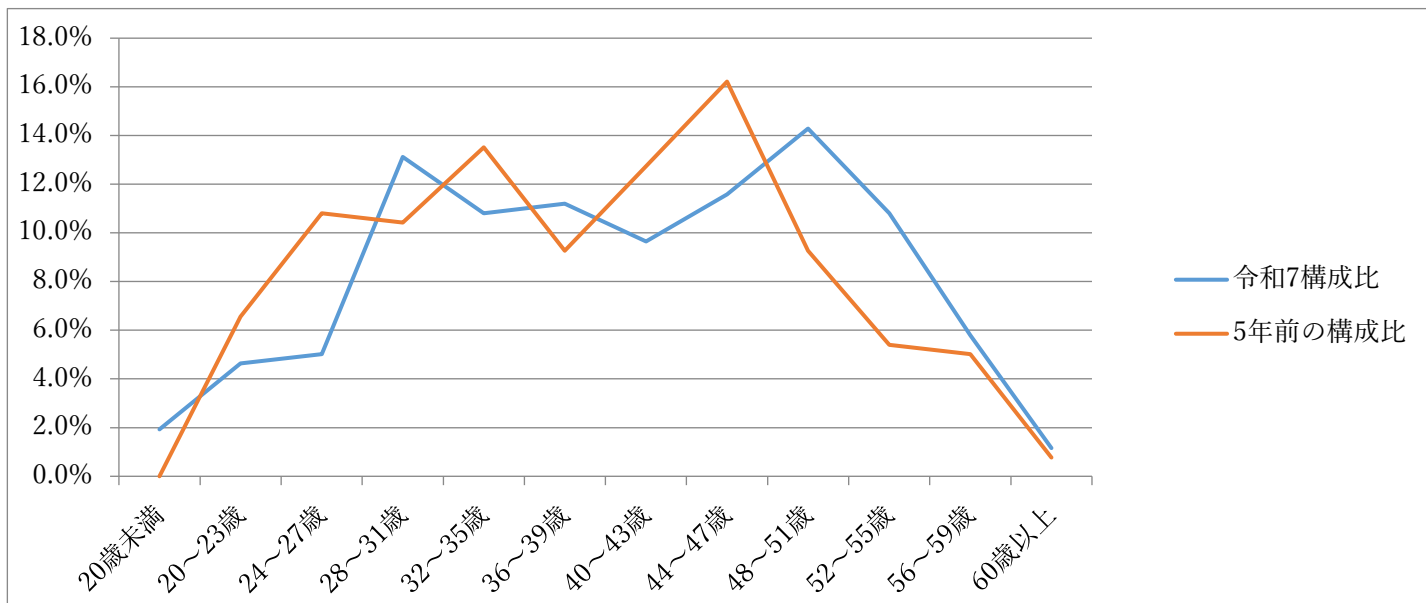
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通 会計 部門	議会	3	3		
	総務・企画	47	48	1	
	税務	12	11	▲1	・山形県市町村職員研修協会への派遣+1 ・総務課付の職員が育休から復帰し市民税務課市民年金係(戸籍等窓口)に配属+1 ・財政課(管財)の職員の配置見直し▲1 ・市民税務課資産税係にて配置見直し▲14
	労働	1	1		
	農林水産	15	16	1	・農林課農政企画係の配置見直し+1
	商工	8	9	1	・商工観光課観光物産係の配置見直し+1
	土木	12	12		
	民生	31	31		
	衛生	13	14	1	・健康増進課補佐職の配置見直し▲1 ・健康増進課健康指導係にて、保健師増+1 ・環境エネルギー課生活環境エネルギー係の配置見直し+1
	計	142	145	3	<参考> 人口1万当たり職員数 107.2人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 79.56人)
	教育部門	27	30	3	・統合小学校建設室が統合小学校建設課に昇格+2 ・中央公民館地域振興係の配置見直し+1 ・社会教育課(社会教育一般)の配置見直し▲1 ・社会教育課生涯スポーツ係の配置見直し+1
	消防部門	52	52		
	小計	221	227	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 167.8人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 103.54人)
公営 企業 等 部門	病院	16	16		
	水道	5	4	▲1	・環境エネルギー課簡易水道係の配置見直し▲1
	その他	12	12		
	小計	33	32	▲1	
	合計	254 [310]	259 [310]	5	<参考> 人口1万当たり職員数 275.0人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	12人	13人	34人	28人	29人	25人	30人	37人	28人	15人	3人	259人

## (3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	7年	6年	5年	4年	3年	2年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	145	142	142	148	152	150	▲5(▲3.4%)
教育	30	27	26	26	25	25	5(20%)
消防	52	52	50	50	51	51	1(2.0%)
普通会計計	227	221	218	224	228	226	1(0.44%)
公営企業等会計計	32	33	33	33	33	33	▲1(▲3.0%)
総合計	259	254	251	257	261	259	0(0%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

※地方公営企業法を全部適用する公営企業の対象職員はいない。